

令和 2 年 5 月 11 日

各県立学校長様

教 育 長
(学校経営戦略推進課)
(学校教育情報化推進課)
(高校教育指導課)
(豊かな心と身体育成課)
(特別支援教育課)

県立学校の臨時休業期間中における自主登校の実施について（通知）

現在，4月27日付け教育長通知「県立学校における臨時休業の延長について」により，全ての県立学校で，5月31日まで臨時休業を行っているところです。

5月11日に「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方について」を別紙1のとおり決定しました。

国から全ての都道府県に対する緊急事態宣言が延長され，本県においても，5月5日に緊急事態宣言措置の延長を決定したこと，また，幼児児童生徒の感染リスク回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立ち，当面，臨時休業を継続することとしました。

一方で，子供が学校に通うことができない現状が長期に渡れば，子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じると指摘されており，幼児児童生徒の学習機会の確保を図る観点から，県立学校における自主登校について，次のとおり取り扱うこととします。各学校の状況等を踏まえ，適切に対応してください。

なお，県内の感染状況等によって，臨時休業が長期に渡ることも想定されることから，特にICTを活用した幼児児童生徒の学習機会の確保と健康の維持が図られるよう，各学校で取組を進めてください。

1 自主登校開始時期 令和2年5月18日（月）

学校については，社会的必要性が特に高いことから，5月5日に決定した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」において，他の施設とは別に整理することとされました。感染防止策を徹底した上で，できるだけ早期に再開することが望ましいが，現在の県内の感染状況等を踏まえ，5月31日までは臨時休業を継続しながら，一定の準備期間を設けた上で自主登校を開始することとします。

2 自主登校を実施する場合の留意点等

- (1) 必ず保護者了解のもと，生徒を自主登校させること
- (2) 自主登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱い，登校しても出席扱いとはならず，登校しなくても欠席扱いとはしないこと
- (3) 学校における感染症対策を徹底すること（別紙2参照）

- (4) 自主登校に際しては、分散登校（生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）の形式をとるなど、感染症対策の徹底と教育機会の確保のため、各学校の状況に応じて臨機応変に対応すること（別紙3参照）ただし、教室の余裕や教員の配置等の状況から、分散する必要のない学校においては、この限りでない。
- (5) 進路の指導の配慮が必要な最終学年の生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること
- (6) 生徒への学習指導においては、ICT機器を最大限活用した方法をとること（別紙4参照）なお、ICTを活用した指導と自主登校による指導を組み合わせた反転学習の手法を取り入れるなど、各学校において、学習方法の工夫を行うこと
一度登校が可能になっても、いつ感染の第2波、第3波が来て、登校できなくなるか分からないことを踏まえ、生徒及び教員が、日頃からICTを活用した学習活動に取り組むこと
- (7) 各教科等の指導については、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと
- (8) 自主登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うが、自主登校日の学習活動については、学習評価に反映することができること
- (9) 自主登校日に登校しなかった生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益が生じないよう配慮すること
（授業の様子を後ろ等から撮影し、YouTube にアップする、Google Classroom にURL を貼り付けるなど工夫を行う）
- (10) 幼児児童生徒の健康の保持や心のケアについて、個々の状況を把握しながら、養護教諭や専門機関等と連携を図りながら取組を進めること
また、個別の配慮（不登校・児童虐待等）が必要な幼児児童生徒への対応として、居場所づくりなど各学校の実情に応じた工夫を行うこと
なお、幼児児童生徒の居場所や学習場所を確保するため、図書室、多目的教室、情報教室、体育館等を学校の実態に応じて開放するなど工夫を行うこと
- (11) 新型コロナウイルス感染症拡大により、家計の急変する家庭が増加することなどが想定されることから、教員等が幼児児童生徒の話をしっかりと聞くなど、心のケアや学習意欲の向上を図る取組を進めること
- (12) 給食を実施する際の工夫を行うこと（別紙2参照）
- (13) 臨時休業中は、部活動や学校行事については実施しないこと
- (14) 自主登校の際には、感染防止の観点から、通常の登校時とは異なる通学方法・服装（私服）を可能とするなど、柔軟に検討すること

その他、5月1日付け教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」を参照してください。

問合せ先

学校運営全般に関すること

担当 学校経営戦略推進課学校経営支援担当

電話 (082)513-4966

I C T 活用に関すること

担当 学校教育情報化推進課情報教育指導係

電話 (082)513-4895

学習指導に関すること

担当 高校教育指導課高校教育指導班

電話 (082)513-4994

健康管理・学校給食に関すること

担当 豊かな心と身体育成課健康教育係

電話 (082)513-5036

特別支援学校の運営等に関すること

担当 特別支援教育課管理係

電話 (082)513-4981

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る
広島県教育委員会の考え方について【5月11日】

5月4日に国から全ての都道府県に対する緊急事態宣言が延長され、広島県においても5月5日に緊急事態措置の延長を決定したこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立って、全ての県立学校の臨時休業は、5月31日までとする。

臨時休業期間中は、幼児児童生徒の学習機会の確保等について、最大限の配慮を行うこととする。なお、自主登校については、県内の感染状況等を踏まえつつ、感染症対策を徹底した上で、5月18日から段階的に実施する。

感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとする。

学校における感染症対策について

令和 2 年 5 月 11 日
豊かな心と身体育成課

1 感染源を絶つ

風邪の症状（発熱，咳，鼻汁，咽頭痛，頭痛等）がみられる幼児児童生徒（以下「生徒等」という。），教職員については，自宅で休養させることを徹底する。

生徒等は，保護者の協力を得て，登校前に検温，体調不良の有無，同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し，学校で確認する。登校前に確認できなかった生徒等については，保健室等での検温及び体調不良等の確認をする。

2 感染防止の 3 つの基本

(1) 身体的距離の確保

生徒等の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1 ～ 2 m ），対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい。

通路（廊下，階段）を一方通行とし，対面を避ける環境をつくる。

教室や廊下に 1 ～ 2 m 間隔で目印テープを貼付するなど，身体的距離の確保を可視化する。

(2) マスクの着用

屋内にいるときや会話をするときには，症状がなくてもマスクを着用し，咳エチケットを徹底する。マスクの色・柄は問わない。

(3) 手洗い

登校時，給食の前後，外から教室に入る時，清掃の後，トイレの後など様々な機会において，こまめな手洗いを徹底する。手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。

3 3 つの「密」（密閉空間，密集場所，密接場面）の回避

教室等の換気は，気候上可能な限り常時，2 方向の窓を同時に開けて行う。空調使用時においても 1 時間に 1 回は換気を行い，密閉空間にしない。

必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして，教室等の利用人数を定員の 1 / 2 以下（定員 40 人の教室を 20 人以下で利用）とする工夫をする。

4 学校給食の工夫

配膳の過程での感染防止のため，可能な限り品数の少ない献立（例えば，主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにする。

可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供する。それが困難な場合は，少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン，牛乳等）を提供することも考えられる。

食べる際に机を対面ではなくスクール形式にする，多人数での会食を避けるため会食の時間帯をずらす，会話を控えさせるなどの工夫をする。

4 登下校時の工夫

校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。

公共交通機関を利用する場合には，会話を控えめにする。

5 清掃時の留意点

多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）は，適宜，丁寧に水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

トイレについては，感染リスクが比較的高いと考えられるため，丁寧に清掃を行う。便器内は，通常の清掃で良い。

校舎内を土足で使用する場合は，玄関口で土等をしっかり落とし，校舎内の環境衛生を良好に保つ。

鼻水，唾液などが付いたごみは，ビニール袋に入れて密閉して縛る。

ごみを回収した後は，必ず石けんと流水で手を洗う。

【参考資料】

（別添）「新しい生活様式」の実践例

（令和2年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける。**
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業期間中の学習指導について

令和2年5月11日(月)
 高校教育指導課

1 対応方針

- (1) 全ての生徒に、高等学校学習指導要領に示される「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった学力を身に付けさせる。
- (2) (1)の学力の定着に加え、自ら学習計画を立て、課題に取り組み、その学習経過等を振り返りなどの活動をさせることにより、学習習慣を身に付けさせる。
- (3) (1)(2)の効果を高めるため、生徒の学習の状況を把握し、指導に生かすとともに、感染の拡大状況に応じて、細心の感染予防対策を講じた上で、「分散登校」等を取り入れたり、ICT機器が有効に活用できる体制を整え、学習課題の提示・添削、助言等を行う。その際、登校しなかった生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益が生じないように配慮すること。
- (4) 令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合は、主たる教材である教科書に基づき家庭学習を課すよう工夫する。その際、生徒の学習が円滑に進むよう、学校及び生徒の実態を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材(短時間の授業動画等)を提供するなどの工夫をする。
- (5) 新入生に対する生活及び学習に係る指導・支援、最終学年の生徒に対する個別の進路希望に応じた進路指導に係る指導・支援を適切に行う。
- (6) 各取組を実施する際、各学校の指導体制等を踏まえ、教職員の負担が過重とならないよう配慮する。

2 対応方法

- (1) 各学校の状況に応じ、次の対応策を講じることが考えられる。

例	目的	対応策
例	生徒の健康状態や学習状況を把握する。 可能な学習指導を実施する。	分散登校() 学年・クラスごとに分けて登校させる。 「授業日数」には含めない。
例	登下校中の感染リスクを下げ、生徒の健康状態や学習状況を把握する。 可能な学習指導を実施する。	時差登校() ラッシュアワーを避けて登校させる。 「授業日数」には含めない。
例	家庭における可能な学習指導を実施する。	通信制課程を参考にした指導 ICT機器・郵送等で生徒と学習課題のやりとりを行う。
例	家庭における可能な学習指導を実施する。	HP等で課題の指示 HPや電話等で学習課題を指示する。

自主登校において、学年・学級や曜日・日にち・時間等を設定して登校させる場合には、分散して登校させたり、公共交通機関の混雑した時間を避けて登校させるなど感染症対策を行うこと。

自主登校日は指導要録上の「授業日数」には含まれないものとして取り扱う。

(2) 備考

学校の実態等(学校規模, 感染状況等)に応じて例 ~ 例 を組み合わせて実施する。

分散登校における各教科等の指導については、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

例 - 1 分散登校の時間割例(1コマ25分で課題の授受等を実施する場合)

(1) 1週間の予定例

曜日	月	火	水	木	金
該当学年	3学年	1学年	3学年	2学年	3学年

(2) 1コマ25分の時間割例(6クラスの場合)

時間等	1・2・3組(120人)		4・5・6組(120人)	
	指導内容	教室・人数	指導内容	教室・人数
【午前】SHR 9:00~9:10(10分)	登校 健康観察等	HR教室(12展開) 1教室あたり10人 または HR教室(6展開) 1教室あたり20人	家庭学習	
1時間目 9:15~9:40(25分)	教科等指導 (課題の授受)			
2時間目 9:45~10:10(25分)	教科等指導 (課題の授受)			
3時間目 10:15~10:40(25分)	教科等指導 (課題の授受)			
4時間目 10:45~11:10(25分)	教科等指導 (課題の授受)			
SHR 11:15~11:25(10分)	健康観察等 下校			
【午後】SHR 13:30~13:40(10分)	家庭学習		HR教室(12展開) 1教室あたり10人 または HR教室(6展開) 1教室あたり20人	登校 健康観察等
1時間目 13:45~14:10(25分)				教科等指導 (課題の授受)
2時間目 14:15~14:40(25分)				教科等指導 (課題の授受)
3時間目 14:45~15:10(25分)				教科等指導 (課題の授受)
4時間目 15:15~15:40(25分)				教科等指導 (課題の授受)
SHR 15:45~15:55(10分)				健康観察等 下校

【備考】

- ・分散登校の規模や時間帯等については、学校の実態に応じて適切に設定する。
- ・地域の交通事情等により午前のみ・午後のみ登校が困難な場合もありうるが、その場合には昼休憩等に生徒が密閉・密集・密接とならないよう注意する。

例 - 2 分散登校の時間割例（夜間定時制 1 コマ 25 分で課題の授受等を実施する場合）

(1) 1 週間の予定例

曜日	月	火	水	木	金
該当年次	4 年次・1 年次	3 年次・2 年次	4 年次・1 年次	3 年次・2 年次	4 年次・1 年次

各年次とも 1 クラス（20 人）を想定

(2) 1 コマ 25 分の時間割例（4 年次・1 年次の場合）

時間等	4 年次（20 人）		1 年次（20 人）	
	指導内容	教室・人数	指導内容	教室・人数
S H R 17:30 ~ 17:40 (10 分)	登校 健康観察等	H R 教室（2 展開） 1 教室あたり 10 人	登校 健康観察等	H R 教室（2 展開） 1 教室あたり 10 人
1 時間目 17:45 ~ 18:10 (25 分)	教科等指導 （課題の授受）		教科等指導 （課題の授受）	
2 時間目 18:15 ~ 18:40 (25 分)	教科等指導 （課題の授受）		教科等指導 （課題の授受）	
3 時間目 18:55 ~ 19:20 (25 分)	教科等指導 （課題の授受）		教科等指導 （課題の授受）	
4 時間目 19:25 ~ 19:50 (25 分)	教科等指導 （課題の授受）		教科等指導 （課題の授受）	
5 時間目 19:55 ~ 20:20 (25 分)	教科等指導 （課題の授受）		教科等指導 （課題の授受）	
6 時間目 20:25 ~ 20:50 (25 分)	教科等指導 （課題の授受）		教科等指導 （課題の授受）	
S H R 20:55 ~ 21:05 (10 分)	健康観察等 下校			

例 - 3 分散登校の時間割例(1コマ50分で補習・補充等を実施する場合)

(1) 1週間の予定例

曜日	月	火	水	木	金
該当学年	3学年	1学年	2学年	3学年	1学年

(2) 1コマ50分での時間割例(4クラスの場合)

時間等	1・2組(80人)		3・4組(80人)	
	指導内容	教室・人数	指導内容	教室・人数
【午前】S H R 9:00~9:10 (10分)	登校 健康観察等	H R教室(8展開) 1教室あたり10人 または H R教室(4展開) 1教室あたり20人	家庭学習	
1時間目 9:15~10:05 (50分)	教科等指導			
2時間目 10:15~11:05 (50分)	教科等指導			
3時間目 11:15~12:05 (50分)	教科等指導			
S H R 12:10~12:20 (10分)	健康観察等 下校			
【午後】S H R 13:15~13:25 (10分)	家庭学習		登校 健康観察等	H R教室(8展開) 1教室あたり10人 または H R教室(4展開) 1教室あたり20人
1時間目 13:30~14:20 (50分)			教科等指導	
2時間目 14:30~15:20 (50分)			教科等指導	
3時間目 15:30~16:20 (50分)			教科等指導	
S H R 16:25~16:35 (10分)			健康観察等 下校	

例 時差登校の時間割例（1コマ50分で補習・補充等を実施する場合）

(1) 1週間の予定例

曜日	月	火	水	木	金
該当学年	3学年	1学年	2学年	3学年	1学年

(2) 1コマ50分での時間割例（4クラスの場合）

時間等	1・2・3・4組（160人）	
	指導内容	教室・人数
S H R 9:30～9:40（10分）	登校 健康観察等	H R教室（8展開） 1教室あたり20人
1時間目 9:45～10:35（50分）	教科等指導	
2時間目 10:45～11:35（50分）	教科等指導	
3時間目 11:45～12:35（50分）	教科等指導	
昼休憩 12:35～13:20（45分）		
4時間目 13:20～14:10（50分）	教科等指導	
5時間目 14:20～15:10（50分）	教科等指導	
S H R 15:15～15:25（10分）	健康観察等 下校	

【備考】

- ・ 開始時刻・終了時刻は地域の交通事情等に応じて適切に設定する。
- ・ 状況に応じて、近隣の学校と連携をとり、登下校の時刻が重複しないようにする。
- ・ 昼休憩等に生徒が密閉・密集・密接とならないよう注意する。

例 通信制課程を参考にした指導例

流れ	主体	内容	備考
1	教員	課題の準備（作成） 課題の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる教材に基づき，バランスよく学力を育成する観点に立ち，4観点を踏まえた課題（ドリルやレポート等）を作成する。また，教科書と併用できる適切な教材等を作成する。 ・計画的な家庭学習を促すため，課題の内容や学習方法をまとめた「学習の手引き」，「学習計画・記録表」，「アドバイスシート」等を作成する。 ・保護者の協力を得るため，学校のHPやPTA一斉メールも活用する。 ・各教科の課題，「学習計画・記録表」等を提示する。
2	生徒	① 課題の受け取り ② 家庭学習 ③ 課題の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習の手引き」及び各教科の課題の内容を確認し，自分に合った「学習計画表」を作成する。 ・「学習計画・記録表」を基に課題に取り組み，「学習計画・記録表」に記録をする。 ・各教科の課題，「学習計画・記録表」等を提出する。
	教員	電話による状況把握	学校からの電話により，生活状況及び学習状況等を把握する。
3	教員	課題の受け取り 課題の添削 次の課題の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・課題や学習記録をもとに生徒の学習状況を把握し次の課題に反映させる。 ・必要に応じて学校からの電話等により指導を行う。 ・添削した課題，新たな課題及び課題の添削を基に作成した「アドバイスシート」等を提示する。
4	生徒	④ 課題の受け取り ⑤ 家庭学習 ⑥ 課題の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「アドバイスシート」及び各教科の課題の内容を確認し，自分に合った「学習計画・記録表」を作成する。 ・「学習計画・記録表」を基に課題に取り組み，「学習計画・記録表」に記録をする。 ・各教科の課題，「学習計画・記録表」等を提出する。

【備考】

ICT機器が整備されている学校においては，「課題の提示」，「添削」等の支援についてICT機器を有効に活用する。

例 HP等での課題の指示例

流れ	主体	内 容	備 考
1	教員	課題の準備（作成） 課題の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる教材に基づき、バランスよく学力を育成する観点に立ち、4観点を踏まえた課題（ドリルやレポート等）を作成する。また、教科書と併用できる適切な教材等を作成する。 ・計画的な家庭学習を促すため、課題の内容や学習方法等をまとめた「学習の手引き」、「学習計画・記録表」等を作成する。 ・学校のHPに課題や関係資料等を掲載し、学習内容や方法等を指示する。
2	生徒	① 課題の受け取り ② 家庭学習	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習の手引き」及び各教科の課題の内容を確認し、自分に合った「学習計画表」を作成する。 ・「学習計画・記録表」を基に課題に取り組み、「学習計画・記録表」に記録をする。 <p>【状況に応じて対応する】</p> <p>学校からの電話により、生活状況及び学習状況等を把握する。</p> <p>各教科の課題、「学習計画・記録表」等を同封し送付する。</p> <p>ICT機器・郵送を利用して課題を提出する。</p>

留意事項

ア 学習習慣の定着

生徒の規則正しい生活及び学習習慣の維持、学習の流れの分かりやすい提示等の観点から、例えば、一日の学習のタイムスケジュールや一週間の学習の見通しなどを併せて示したり、生徒自ら学習計画を立て、指導者がそれに対してアドバイスを行うなど、計画性をもった家庭学習を促すことが必要である。

イ 家庭学習の内容

生徒に家庭学習を課すに当たっては、次のことに留意する。

学校が課した家庭学習の内容が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること

当該家庭学習における生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

ウ 学習評価への反映

臨時休業に伴い学校に登校できない生徒に対して、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、指導者がその学習状況や成果を確認することで、学校における学習評価に反映することができることから、各学校においては、目標・指導・評価の一体化を図るとともに、状況に応じて臨時休業に伴う指導計画の見直し（シラバスの修正）を行うことが必要である。

県立学校臨時休業中の学習支援に係る I C T 活用について

令和 2 年 4 月 17 日

学校教育情報化推進課

1 基本方針

各学校が実施する生徒への課題提示や、生徒の健康・学習習慣の維持のため、生徒又は保護者が保有するデバイス及び通信環境を活用した取組を推進する。

2 使用するサービス（例）

(1) G Suite for Education（ジースイート）

- ▷ Google 社が教育機関向けに提供している学習用クラウドサービス（学校利用は無料）
- ▷ 利用するには、個人ごとに割り振られたアカウントでログインする必要がある。
 - ～ 教員用アカウントは、県立学校の全教員に配付済み
 - ～ 生徒用アカウントについては、令和 2 年 4 月 6 日付け通知「生徒アンケートの実施に係る G Suite for Education 等の活用について」を参照。学校での作成も可能。

(2) その他のアプリ等

- ▷ 学校の使用目的に合うものを活用可
（例：Classi，スタディサプリ，YouTube，Microsoft Teams，Zoom など）
- ▷ 校務用 P C へのアプリインストールは原則として不可。授業用 P C へのインストール等で不具合がある場合は、学校教育情報化推進課に相談のこと。

3 活用例

通信 負荷	活用場面	活用例
低	生徒の健康状態などの 状況把握	G Suite のアンケート機能(Forms)を用いて、毎日の健康状態を回答させ、回答がない生徒には電話連絡する。 健康観察アンケートは、Forms にテンプレート作成済み
		G Suite の Classroom の質問機能 又は Forms を用いて、課題に関する質問や悩み事などを送信させる。
中	動画による教科指導や小テスト等による 自宅学習の支援	アンケート機能やファイル共有機能(Classroom, Classi 等)を用いて、課題や小テストを配信し、提出物を採点して返却する。 学校HPに課題を掲載することも可能
		各単元のポイント解説などの動画を配信(目安は 10 分程度) ・ Google ドライブに保存して Classroom で共有 ・ 学校公式 YouTube アカウントを取得して学校HPにリンクを掲載
高	教員と生徒との双方向型の 学習支援	チャット機能を用いたリアルタイムの質疑応答 (Classroom などで課題を提示し、チャットで質問を受け付ける。)
		Google Meet などのビデオ会議システムを用いた短時間の質疑応答や、週1回のSHRなど 長時間の使用は通信容量を圧迫するので注意

4 問合せ先

上記の例のうち各学校で実施したい取組の詳細、又は、G Suite の機能などについて相談したい場合は、学校教育情報化推進課 情報教育指導係(082-513-4895)へお問い合わせください。